

入札公告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 第 1 項及び福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）第 246 条第 1 項の規定により公告する。

令和 2 年 1 月 2 0 日

福島県立小高産業技術高等学校長 鈴木 稔

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

福島県立小高産業技術高等学校通学バス運行業務 39日間

(2) 委託仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和 3 年 1 月 1 2 日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで

(4) 履行場所

入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 施行令第 167 条の 4 第 1 項各号いずれにも該当しない者であること。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

(4) 道路運送法（昭和 26 法律第 183 号）第 4 条に基づく一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けている者であること。

(5) 仕様書に定める業務内容と同種の業務の履行経験を有し、かつ、確実に業務を履行できる者であること。

(6) 福島県内に本店、支店、または営業所を有するものであること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

この入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2（4）

及び(5)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和2年12月4日(金)午後4時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号979-2157 福島県南相馬市小高区吉名字玉ノ木平78
福島県立小高産業技術高等学校 事務室
電話 0244-44-3141

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、令和2年11月20日(金)から同年12月9日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後4時まで

5 入札説明書等の配布に関する事項

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、250円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和2年11月30日(月)午後4時までに必着で請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和2年12月14日(月)午後1時30分
- (2) 場所 福島県立小高産業技術高等学校 校舎第1棟1階 第1小会議室
- (3) その他 郵便により入札する場合は、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により令和2年12月11日(金)を配達日指定期日とし、同日午後4時までに次に掲げる場所に必着のこと。

郵便番号979-2157 福島県南相馬市小高区吉名字玉ノ木平78
福島県立小高産業技術高等学校 事務室
電話 0244-44-3141

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県立小高産業技術高等学校長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

10 入札の効力

入札の効力が生じなかったことにより、契約が成立しなかった、又は締結されなかったことによる損害については、福島県は、これを一切賠償しない。

11 その他

- (1) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。